

東京、昭53不97、昭54. 11. 6

命 令 書

申立人 総評全国一般三多摩統一労働組合

被申立人 社会福祉法人国立保育園

主 文

1. 被申立人社会福祉法人国立保育園は、申立人総評全国一般三多摩統一労働組合所属の組合員A 1 に対してした昭和53年 7 月15日付出勤停止処分を撤回し、当該処分がなかったならば同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
2. 被申立人は、申立人組合所属の組合員A 2 に対してした昭和53年 7 月15日付戒告処分を撤回しなければならない。
3. 被申立人は、本命令書受領の日から一週間以内に、下記内容の文章を、申立人に手交しなければならない。

記

昭和 年 月 日

総評全国一般三多摩統一労働組合

執行委員長 A 3 殿

社会福祉法人国立保育園

理事長 B 1

当園が行った、貴組合員A 1 氏に対する出勤停止処分ならびに同A 2 氏に対する戒告処分は、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注. 年・月・日は手交した日を記載すること。)

4. 被申立人は、前各項を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

## 理 由

### 第1. 認定した事実

#### 1. 当事者等

(1) 被申立人社会福祉法人国立保育園（以下「園」という。）は、肩書地（編注、東京都国立市）に設けられた、0歳から5歳までの乳幼児を対象とした保育園であり、その職員数ほ21名（うち、保母15名）である。

(2) 申立人総評全国一般三多摩統一労働組合（以下「組合」という。）は、三多摩地区における中小企業に働く労働者約1,000名で組織する個人加盟の労働組合である。

そして園には、後記のように昭和53年5月18日に結成された、申立外総評全国一般三多摩統一労働組合同立保育園分会（以下「分会」という。）があり、本件を申し立てた昭和53年8月当時の分会員数は9名であったが、審査の終結した昭和54年4月当時は4名である。

#### 2. 分会結成とその後の労使関係

(1) 昭和53年5月18日、A1（52年2月就職）、A2（50年2月就職）らの保母が中心となって分会を結成し、A1が分会長、A2が書記長に選ばれた。そして同月25日、分会が父母に対し分会結成についての理解を訴えるビラを配付したところ、園は許可なく園内でビラを配付したことは就業規則に違反し制裁処分に該当する旨、分会に通告した。もっとも、同日夜、分会結成に伴う諸要求に関して団体交渉が開かれたが、その席上園側はビラの件について触れることはなかった。

(2) その直後、園は、父母に対し、組合加入者の氏名と組合要求に対する園の回答要旨を説明した「おしらせ」（同月27日付）を郵送した。

(3) 同年7月5日、夏期一時金についての第1回団体交渉の席上、組合がその査定部分の基準について説明を求めたところ、園のB2理事（副園長）は、「説明する必要なし。」

「組合が勝手に調べればいだろう。」「園のいっている事が不満であればストライキでも何でも行えばいいじゃないか。」などとのべ、査定基準の説明はしなかった。

(4) 組合は、同月14日ころ、夏期一時金の交渉継続中に、園が同月11日、非組合員に対し夏期一時金を支給したことを不満とし、園に抗議を行った。これに対しB2理事は、「組合と園の見解の相異だ。」「組合によって非組は拘束されないし、毎年7月10日支給しているし、倫理上の問題だから支給した。」「問題はない。問題があるなら裁判所へでもどこでも訴えればいだろう。」といった。

(5) そして、同月15日、園は、後記のとおりA1、A2両名に対し懲戒処分を通告した。

(6) 本件申立て後の昭和54年1月13日ころ、B2理事は、園の事務室において分会員Kに対し、「組合に入っていると、損をしますよ。」「組合員のA2さんに相談すると、損しますよ。」「あなたたちが反抗的になったら、こちらは処分だって考えられるし、出勤停止や業務命令違反、減給ということ自体だってあり得ますよ。」といった。

(7) 同年3月20日ころ、B1園長は父母会役員会の席上で、「現在の組合員4名をみなさんのお力も借りてぜひともやめさせていただきたい」と訴えた。

### 3. 本件懲戒処分とその背景

昭和53年7月15日、園は、就業規則にもとづき分会長A1に対し7月17日から3日間の出勤停止処分を、また、書記長A2に対し戒告処分を、それぞれ封書で通告した。

(1) 両名の処分事由となった具体的事実および処分理由はつぎのとおりである。

[A1の場合]

#### ① 処分事由となった具体的事実

(ア) 昭和53年5月17日、A1（昭和53年度は5歳児・青組担任）は、紙粘土細工品にニス（ニス・シンナーあるいはニスをシンナーで溶いたもの）を塗る作業を園児に行かせたが、その際、園児Kの目にニス・シンナーが入り角膜糜爛の症状をおこし医師の治療をうけた。

しかし、A1は、園に就職した直後、2人の先輩保母と保育に当たったときから、先輩保母とともにニス、シンナー塗りを園児にやらせていた事実がある。また、同

日、隣の緑組でもこれと同様の事故が発生したが、その後これについて園はとくに問題にしなかった。

(イ) A 1 は、同年5月中ころ園から朝の自由保育時間に園庭でリレーをやらないように注意されていたが、園がバトンの使用禁止を職員会議や文書で行ったことはないとして、その後も毎日のように朝の自由保育時間にもバトンを使ってリレーをさせていた。そして、同年6月5日、園庭で園児にリレー競争をさせた際、園児Aの顔面にバトンが当たり裂傷打撲等の傷害をおこし医師の治療をうけた。

しかし、園がA 1 に対しバトンの使用禁止を正式に告げたのは、事故後本件処分通告の直前であった。

(ウ) 同年4月10日ころから7月7日ころまで、A 1 は、隣の緑組の2人の保母と相談のうえ、1週間毎に担任の交替（いわゆる交替勤務）を行った。これに先立ち、A 1 らが「ローテーションをしたいのだけれども」と提案したのに対し、園長は「この園ではローテーションということは考えていない」とこれを断わった。さらに、処分の前日にあたる同年7月14日ころ、園長はA 1 に対し、「そういうことは禁じます、もうやめなさい。」と告げたが、A 1 は「それはちょっと待ってください。いままで何か月もやってきたことですし、3人でやっていることだから、その辺をもう少し、園長先生、話し合いたい。」と申し入れた。

しかし、園は、この交替勤務について、本件処分通告の前日まで格別注意することとはなかった。

## ② 処分理由

(ア) 園がA 1 に対しニス・シンナーは事故防止のため担任保母自らがこれを塗るよう厳重に指導していたのに、上記①(ア)の事故をおこしたこと。

(イ) 園がバトンの使用を厳重に禁止していたのに、上記①(イ)の事故をおこしたこと。

(ウ) 園がA 1 に対し青組担任を命じていたにもかかわらず、A 1 は再三の注意を無視し、隣の緑組の保母と共謀して交替勤務を強行したこと。

[A 2 の場合]

① 処分事由となった具体的事実

昭和53年4月28日、桃組保育室寄りの廊下で、2歳児3～4人がブロック遊びをしていたところへ近寄ってきた1歳児Aが2歳児Sの身体にふれたので、SがAの身体を手で押すなどのトラブルが発生したが、A2（昭和53年度は2歳児・桃組担任）は、この際、Aが入園以来他の園児をかんだりしていたことがあったので、Aが園での集団生活に慣れるようにとの配慮から「少し感じてごらんなさい。」と行って、すぐには両手を引き離すことをしなかった。

② 処分理由

前記①のトラブルのような場合、保母としては制止すべきにもかかわらず漫然とこれを放置したこと。

なお、園においては、従前、砂場の砂が園児の目にはいたり、あるいは園児がピアノの角で額を切ったりなどして病院へ連れていかれたことや、時間中に園児が園外へ出ていったことなどの事故があったが、これらの場合に園が担任の保母を処分したことはなかった。

(2) なお、園が、本件処分の理由としては明示していないが、その動機あるいは背景として掲げている事柄について、以下のような事実が認められる。

① 昭和52年7月22日、5歳児の合宿保育において、夕食はホールで、就寝は保育室でする予定となっていたところ、A2ら3名の保母は、夕刻になって夕食は保育室で、就寝はホールでするようにしようと計画変更を他の保母にもちかけたため夕食の準備が遅れたこと。

② 昭和53年2月ころ、園児がホールで昼寝（午後1時から3時まで）している間は保育室のストーブを消すことになっていたが、3歳児担任のA2ら3名の保母は、同月下旬まで保育室のストーブの火を消さなかったこと。

③ 同年3月23日、園外保育の場所としては交通事故等のおそれから園の週辺に限定していたが、A1は、園から約2キロメートル離れた一ツ橋大学グラウンドまで園児を連れ出したこと。

- ④ 同年3月24日、A2がベンチを踏み台にして高さ約1.5メートルのブロック塀に片足をかけたのをみて、担任の園児も塀に登ろうとしたが、同人はこれを放置したこと。
- ⑤ 園児の昼寝中の2時間のうち、各保母は1時間だけ休憩時間を交替でとるようになっていたが、A1、A2ら5名の保母は、同年3月末ころまでの数か月間、それぞれの勤務時間帯にも園児と一緒に昼寝していたこと。
- ⑥ 2歳児には事故防止のため園庭の滑り台を使用させないことになっていたが、同年4月1日新たに2歳児の担任となったA2ら3名の保母は、その後数日間この滑り台を2歳児に使用させたこと。
- ⑦ 園児のトランポリンの2人乗りやブランコの立乗りは、事故防止のため禁じていたが、A1は、同年3月から5月ころまでひきつづき、園児にこれを行わせていたこと。
- ⑧ 同年4月、A1ら2名の保母は、園に近い都営住宅内の公道上で約60名の園児に駆けこをさせたこと。
- ⑨ 同年4月8日、入園式には2歳児は参加しないことになっているが、A2は式の直前になって2歳児の参加を園側に強硬に主張したこと。

## 第2. 判断

### 1. 当事者の主張

#### (1) 申立人の主張

被申立人が主張するような処分事由は存しないにもかかわらず、被申立人がA1、A2に対し本件処分を強行したのは、両名の組合加入および分会結成を嫌悪し、両名を不利益に取り扱うことによって分会の弱体化を意図したものである。

#### (2) 被申立の主張

本件処分は、たまたま発生した本件処分事由のみに着眼してなされたものではなく、これに類する園の命令無視、秩序破壊、職務怠慢等が被処分者らにより相当長期間にわたり繰り返され（上記第1. 3(2)の事項）、園を憂慮せしめる状況がつづいていたので園の正常化の第1歩として、やむなく前記理由（第1. 3(1)[A1の場合]②および[A2の場合]②）により本件処分を実施したものであって、分会の結成とは何の関係もなく、

その背景および処分理由において労働組合法上非難されるべき点はない。

## 2. 当委員会の判断

### (1) A 1 の処分事由について（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ②の事項）

#### (ア) ニス・シンナー塗りについて

園は、ニス・シンナー塗りについて厳重に指導していたというが、必ずしも明確に注意していたとの疎明がない。むしろ、A 1 は、園に就職して以来先輩保母もニス・シンナー塗りを園児にやらせていたので、これを当然のこととして考えていたことがうかがわれるのみならず、同日隣の緑組でも全く同様の事故が発生したのに、これについて園は何ら問責していないこと（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ①(ア)）などの事情からすれば、これを処分事由とすることは酷とみられる。

#### (イ) バトンの使用について

園は、バトンの使用を厳重に禁止していたというが、これについても職員会議などで決めるなどして、周知をはかったとの疎明はない。もっとも、A 1 は、園からの注意を無視して 6 月 5 日の事故当日の前後まで毎日のように朝の自由保育時間にバトンを使ってリレーをさせていたことは（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ①(イ)）軽卒のそしりを免れないが、園がバトンの使用禁止を A 1 に明確に告げたのは、事故後処分通告の直前であったこと（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ①(イ)後段）を考慮すると、これを処分事由としたことには疑問がある。

#### (ウ) いわゆる交替勤務について

A 1 らがいわゆる交替勤務を強行するに先き立ちこれを園に提案したところ園長はこれを断わっていたこと、さらに処分の前日ではあったが、園長が A 1 に「そういうことは禁じます。もうやめなさい。」といていたことから（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ①(ウ)）、園がこれを注意していたことが認められる。

したがって、園の注意に従わず交替勤務を強行した A 1 らには責められるべきところがないとはいえないが、園の側も処分の前日まで約 3 か月間もこれを黙認していながら（第 1. 3 (1) [A 1 の場合] ①(ウ)後段）、そのことを処分事由の一つとすること

はやはり不自然とみられる。

(2) A 2 の処分事由について（第 1. 3 (1) [A 2 の場合] ②の事項）

園がいうように、園児間にトラブルが起きた場合、普通はこれを制止するのが保母の職務といえよう。しかしながら、A 2 は、A が入園以来他の園児をかんだりしていたことがあったので、A が集団生活にも慣れるようにとの保育的配慮をしてその場を見守っていたという側面もうかがえるのであって（第 1. 3 (1) [A 2 の場合] ①）、同人が漫然とこれを放置していたとみるのは早計にすぎる。

(3) なお、園は本件処分の動機あるいは背景として、A 1 らがこれに類する園の命令無視、秩序破壊、職務怠慢等を繰り返していたとも主張する。たしかに、園のいうように A 1、A 2 は園に就職以来、園児に接する態度、保育方法等に関する園の方針に必ずしも忠実でなかった面もあることがうかがえるのであり（第 1. 3 (2) ①～⑨）、とりわけ、園児への安全確保に十分な配慮の欠けていたことは両名としても大いに反省する必要がある。しかしながら、このことについては園側にも A 1 らと十分に意志の疎通をはかり、園の方針を徹底させる努力に欠けていたふしもみられるのであって、これらの事実を本件処分の動機あるいは背景として持ち出すとしても本件処分を正当化するには充分でない。

(4) 本件不当労働行為の成否

① 本件処分に関し A 1、A 2 両名にもたしかに責められるべき点があるけれども、多くの面で自発的な保育活動を期待されている保母の職務内容を勘案すると、前記(1)～(3)に判断したように、本件処分理由となった程度の事実に対して処分をもってのぞむのはいささ早計にすぎ、園としては、むしろ、当人たちとの十分な話し合いを通じて園の保育方針を納得させるべきであったと思われる。のみならず、従前、砂場の砂が園児の目に入ったり、あるいは、園児がピアノの角で額を切ったりして病院へ運ばれたような場合でも、園が保母を特に処分するというようなことはこれまで 1 度もなかったことをも考え併せると（第 1. 3 (1) 「なお」書き）、本件処分には十分な合理性があるとはいえない。



- ② 他方、園は、分会結成以来分会の存在を好ましく思わず、分会を軽視ないし敵視していたことが認められるうえ（第1.2(1)～(7)）、分会結成後間もない夏期一時金の交渉の時期に、分会の中心メンバーであるA1とA2の両名を処分したことを考慮すると、本件処分には分会弱体化の意図があったものとの疑いを生じさせる。
- ③ 以上を総合判断すれば、A1、A2に対する本件処分は、むしろ、両名が申立人組合に加入し分会を結成したことおよびその中心人物であることを園が嫌悪し、A1らに若干の落度のあったことに藉口して両名を不利益に取り扱うことによって分会の弱体化を意図した不当労働行為であると判断するのが相当である。

### 第3. 法律の根拠

以上の次第であるから、被申立人の、A1に対する出勤停止処分およびA2に対する戒告処分は、労働組合法第7条第1号および第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和54年11月6日

東京都地方労働委員会

会長 浅 沼 武